

2025 年 10 月 29 日

日本板硝子株式会社

労働安全衛生法違反容疑による書類送検について

2024 年 7 月 29 日に当社千葉事業所（千葉県市原市）において発生した労働災害（当社従業員の死傷事故）に関して、昨日（10 月 28 日）、法人としての当社および当社社員 1 名が、千葉労働基準監督署より、労働安全衛生法違反の容疑で書類送検されました。

当社グループにとって安全は常に事業の最優先事項であるとの方針で取り組んできた中で、このような災害が発生した事実を重く受け止めております。当社としては、グループ全社を挙げて安全活動をさらに強化し、二度とこのような災害を起こすことがないよう、再発防止に努めてまいります。

このたびの事故でお亡くなりになられた従業員のご冥福を深くお祈り申し上げるとともに、ご遺族をはじめとする関係者の皆様に多大なるご心痛とご迷惑をおかけしましたことを、心より深くお詫び申し上げます。

なお、発生した事故の概要については以下の通りです。

1. 発生日時：2024 年 7 月 29 日（月）午前 11 時頃
2. 発生場所：当社千葉事業所 板ガラス溶融炉の排煙脱硫装置内
3. 内容：

当該装置の電気集塵機に荷電を掛けられない不具合が生じたため、装置を停止して内部を確認し、不具合を解消する非定常作業を実施することにしたところ、同作業に従事していた従業員 3 名が電気集塵機内部において、粗芒硝（そばうしよう＝硫酸ナトリウムの粉粒体）に埋没し、1 名が死亡、2 名が第二度の熱傷を負い、救出にあたった従業員 1 名も第二度の熱傷を負いました。

4. 再発防止策：

当該事故発生の可能性は想定外であったものの、結果として閉鎖空間作業が危険であるという意識や会社の安全管理レベルが不十分であったと認識しております。同時に、当該事業所以外の世界各地の当社グループ拠点においても同様の設備が存在していることから、当社グループとしては、世界標準レベルの閉鎖空間作業のガイドラインを制定し、グループ内のすべての閉鎖作業をリスト化した上で、ガイドラインに基づいた作業手順書の見直しと教育を図ってまいります。

以 上

<お問い合わせ>

（報道関係等） 広報部 Tel：03-5443-0100